

御殿場市オリンピック・パラリンピック推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、御殿場市オリンピック・パラリンピック推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催を地域活力の向上につなげるために行う事業の推進を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の事前合宿に関する事。
- (2) ホストタウン、事前合宿招致国との交流促進に関する事。
- (3) 大会の気運醸成及び支援に関する事。
- (4) 大会のレガシー創出に関する事。
- (5) その他、前条に規定する目的の達成に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、各種団体の代表、民間企業の代表、市議会議員等の委員で組織する。

2 委員の任期は、平成28年7月4日から、事業完了までの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 協議会に、会長1人及び監事2人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 監事は、会議において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、会長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月4日から施行する。

(準備行為)

2 この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

附 則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。